

入 札 公 告

事前審査型制限付き一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下、「政令」という。）第167条の6の規定及び西宮市上下水道局契約規程（昭和42年西宮市水道局管理規程第13号）において準用する西宮市契約規則（昭和39年西宮市規則第26号。以下、「契約規則」という。）第3条の規定により、次のとおり公告する。

令和8年7月28日

西宮市上下水道事業管理者 青 山 弘

1 入札に付す事項

- | | |
|--------------|---------------------------|
| （１）工 事 件 名 | 前浜ポンプ場雨水ポンプ設備外改築工事 |
| （２）工 事 場 所 | 西宮市 建石町 |
| （３）工 事 期 間 | 契約締結の翌日から令和11年3月25日まで。 |
| （４）工 事 概 要 | No. 1 自動除塵機 1 基 |
| | No. 2 自動除塵機 1 基 |
| | 消臭装置 1 台 |
| | No. 1 雨水ポンプ 1 台 |
| | No. 2 雨水ポンプ 1 台 |
| | No. 1 雨水ポンプ用ディーゼルエンジン 1 台 |
| | No. 2 雨水ポンプ用ディーゼルエンジン 1 台 |
| | No. 1 雨水ポンプ用吐出弁 1 台 |
| | No. 2 雨水ポンプ用吐出弁 1 台 |
| | No. 1, 2 空気圧縮機 2 台 |
| | 燃料小出槽 1 基 |
| | No. 1, 2 冷却水ポンプ 2 台 |
| | 減圧水槽 1 基 |
| | ポンプ井排水ポンプ 1 台 |
| | 排風消音器 1 台 |
| | No. 1, 2 雨水ポンプ用消音器 2 台 |
| | 排気フード 1 台 |
| （５）契 約 締 結 日 | 落札者決定日の翌日（閉庁日を除く。） |
| （６）予 定 価 格 | 事後公表 |
| （７）支 払 条 件 | ■前払金（前金払、中間前金払） |

1. 前金払

公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）による保証を受けたものに限り、西宮市上下水道局公共工事の前払金に関する規程（昭和63年西宮市水道局管理規程第3号）において準用する公共工事の前払金に関する規則（昭和43年西宮市規則第56号。以下、「前払金規

則」という。)に基づき、請負金額のうち各年度に係る額(以下、「各年度出来高予定額」という。)の40%以内を次の区分により支払う。

(1) 初年度の前払金として

「初年度出来高予定額×40%以内」を、請求を受けた日から14日以内に支払う。

なお、請求手続きは、契約締結日から30日以内に行わなければならない。

(2) 次年度以降の前払金として

「各年度出来高予定額×40%以内」を、請求を受けた日から14日以内に支払う。

なお、請求手続きは当該年度の4月1日(前年度出来高の検査により出来高を認定した日が4月1日より後である場合にあっては当該認定の日)から30日以内に行わなければならない。

2. 中間前金払

次の条件の全てを満たし、公共工事の前払金保証事業に関する法律による保証を受けたものに限り、前払金規則に基づき、前払金に追加して各年度出来高予定額の20%以内を請求を受けた日から14日以内に支払う。

【条 件】

- ・各年度に係る前払金を支払われていること。
- ・各年度に係る工期の2分の1を経過していること。
- ・工程表により各年度に係る工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。

■部分払

次の計算方法により算出された金額を、請求のあった日から14日以内に支払う。

(1) 各年度の工程検認時出来高が各年度出来高予定額に相当する場合

計算方法：各年度工程検認時出来高 × {10/10 - (各年度前払金 + 各年度中間前払金) / 各年度出来高予定額}

ただし、各年度支払予定額の範囲内とする。

(2) 各年度末時点での出来高が各年度出来高予定額に満たない場合

計算方法：各年度工程検認時出来高 × {9/10 - (各年度前払金 + 各年度中間前払金) / 各年度出来高予定額}

なお、(2)の場合にあっては、各年度出来高予定額に相当する出来高の達成を確認後、各年度支払予定額と上記計算方式により算定された部分払額の差額を支払う。

■しゅん工払

しゅん工検査合格後、請求のあった日から40日以内に残額を支払う。

■その他

特別な事情が生じた場合は、工事所管課と協議すること。

(8) 支 払 予 定 額 等

各年度における出来高予定額及び支払予定額は概ね次の割合によるものとし、契約締結後、協議して定めるものとする。

令和8年度 出来高予定額：請負金額の6%

支 払 予 定 額：請負金額の 6 %

令和 9 年度 出来高予定額：請負金額の 50 %

支 払 予 定 額：請負金額の 50 %

令和 10 年度 出来高予定額：請負金額－令和 8 年度及び令和 9 年度出来高予定額

支 払 予 定 額：請負金額－令和 8 年度及び令和 9 年度支払予定額

(9) 契 約 保 証 金

要

(10) 落 札 方 式

本入札は、施工能力等（企業的能力等並びに技術者の能力をいう。以下同じ。）による、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式（施工能力評価型）を適用し、西宮市上下水道局建設工事総合評価競争入札実施要綱（以下、「総合評価要綱」という。）に基づき決定を行う。

(11) 低入札価格調査

低入札価格調査制度を適用し、調査基準価格を下回った入札が行われた場合は、西宮市上下水道局建設工事請負契約に係る低入札価格取扱要領（以下、「取扱要領」という。）に基づき、低入札価格調査を実施するので、調査基準価格を下回った入札を行った者は低入札価格調査に協力すること。なお、当該入札者が同調査に関して不誠実な行為をしたときは、西宮市上下水道局指名停止基準の規定に基づき、指名停止の措置等を行う。

ア 調査基準価格

（ア）設定あり。

（イ）事後公表（落札者決定後、公表する）。

（ウ）調査基準価格は、取扱要領第 3 条の規定により算定する。

（エ）調査基準価格を下回った入札を行った者は、最低の価格をもって申込みをした者であっても必ずしも落札者とはならない場合がある。

イ 失格基準価格

（ア）設定あり。

（イ）事後公表（落札者決定後、公表する）。

（ウ）失格基準価格は、取扱要領第 5 条の規定により算定する。

（エ）失格基準価格を下回った入札を行った者は、そのみを理由として落札者となる資格を失う。

(12) そ の 他

本入札は兵庫県電子入札共同運営システム（以下、「電子入札システム」という。）を利用して行う電子入札案件であり、入札に関する手続きについては、「兵庫県電子入札共同運営システム利用規約」及び「兵庫県電子入札共同運営システム西宮市上下水道局運用基準」に従って行う。

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

「西宮市上下水道局事前審査型制限付き一般競争入札公告共通事項」（以下、「共通事項」という。）に定めるもののほか、次の全事項を満たしていること。

（1）施工形態

単独企業による。

- (2) 本入札の公告日現在、令和8年度指名競争入札参加資格者名簿（以下、「資格者名簿」という。）において、次の要件を満たす者（資格者名簿は西宮市のホームページに掲載）。

①業種分類 「L-4」（機械器具設置工事）又は「L-5」（その他工事）

- (3) 建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23第1項に規定する審査の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（以下、「経審結果通知書」という。）の機械器具設置工事業又は水道施設工事業の総合評定値が1,000点以上であること。なお、総合評定値は、主観数値を加えた点数とする。
- (4) 建設業法第3条に規定する機械器具設置工事業又は水道施設工事業に係る一般建設業の許可（下請金額の総額が5,000万円以上になる場合、又は工事施工中に下請金額の総額が5,000万円以上となる恐れのある場合は、特定建設業の許可）を有すること。
- (5) 契約時に選任する予定の技術者（以下、「配置予定技術者」という。）

ア 建設業法に規定する機械器具設置工事業又は水道施設工事業の主任技術者又は監理技術者（下請金額の総額が5,000万円以上になる場合、又は工事施工中に下請金額の総額が5,000万円以上となるおそれのある場合で、建設業法に規定する機械器具設置工事業又は水道施設工事業に係る監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者）であり、所属建設工事業者と入札参加申込日以前に3ヶ月以上直接的かつ恒常的な雇用関係にある者であること。

イ 請負代金額が4,500万円以上の場合、配置予定技術者は本工事に専任で配置すること。

なお、本工事の施工期間は次の（A）から（C）のとおりを想定しており、専任期間は現場施工期間（A）及び（C）（（A）は開札日の前日、（C）は令和10年4月1日を入札参加資格審査の基準日として審査を行う。ただし、実際に（B）（C）の施工に着手する日については、請負契約の締結後、上下水道局監督員との打合せにおいて定める。以下、本公告において同じ。）とする。

（A）現場施工期間（撤去） 契約締結日の翌日から令和9年3月31日まで

（B）工場製作期間 令和9年4月1日から令和10年3月31日まで

（C）現場施工期間（据付） 令和10年4月1日から令和11年3月25日まで

ウ 工場製作期間と現場施工期間の配置技術者は同一人であることを要しない。ただし、上記イ（A）から（C）の各期間は重複しないものとする。

また、入札参加資格の申請にあたっては、上記イ（A）から（C）の期間それぞれについて複数名の配置予定技術者を選定することができる。

なお、現地から工場、工場から現地へ工事の現場が移行する場合（入札参加資格申請時に提示した配置予定技術者に限る。）を除き、契約期間中の配置技術者の変更は原則として認めない。ただし、次のいずれかの要件を満たし、且つ途中交代後の配置技術者の評価点が、入札参加資格申請時に提示した配置予定技術者の評価点（複数の配置予定技術者を提示した場合は「6 技術資料等の提出方法及び提出期限 （2）技術資料等 イ」のとおりとする。）以上である場合に限る、協議により配置技術者の変更を可とする。

I 死亡、傷病、出産、育児、介護又は退職等の場合

II 受注者の責によらない契約事項の変更に伴う場合

エ 建設業法第26条第3項第2号の規定の適用を受ける監理技術者（以下、「専任特例2号監理技術者」という。）として配置を行う場合、建設業法の規定による監理技術者の行うべき職務を補佐する者（以下、「監理技術者補佐」という。）を専任で配置すること。監理技術者補佐は、建設業法の規定による機械器具設置工事業の監理技術者の資格を有する者又は水道施設工事業の主任技術者の資格を有する者のうち、当該工種の一級の技術検定の第一次検定に合格した者（一級施工管

理技士補)若しくは監理技術者の資格を有する者で、かつ所属建設工事業者と入札参加申込日以前に3ヶ月以上直接的かつ恒常的な雇用関係にある者であること。

また、契約期間中は協議により、次の場合に限り、監理技術者補佐の変更は可とする。

- I 死亡、傷病、出産、育児、介護又は退職等の場合
- II 受注者の責によらない契約事項の変更に伴う場合
- III 工場から現地へ工事の現場が移行する場合
- IV 工事工程上技術者の交代が合理的な場合

オ 配置予定技術者については建設業法に抵触しないように十分に注意して選定すること。

カ 配置予定技術者の全てが他の工事に従事している(主任(監理)技術者、現場代理人に限らない。以下、本公告において同じ。)場合、開札日前日までに当該他の工事の工事完了検査が終了している等他の工事に従事していないことの証明ができる者が1名以上いなければ、入札は無効とする。

なお、工場製作期間と現場施工期間で異なる者を配置する場合、次のIからIIIの全てを満たさなければ、入札は無効とする。

I 現場施工期間(撤去)の配置予定技術者

配置予定技術者の全てが他の工事に従事している場合、開札日の前日から本工事の上記イ(A)の期間の末日(令和9年3月31日)までの間と他の工事の従事期間が重複しないことの証明ができる者が1名以上いなければならない。

なお、専任特例2号監理技術者を配置する場合、本項配置予定技術者を監理技術者補佐と読み替える。ただし、当該他の工事に従事していない者が監理技術者補佐のみである場合、建設業法等の規定により、すでに従事している他の工事に専任特例2号監理技術者として配置可能であり、本工事にも専任特例2号技術者として配置できる者が1名以上いなければならない。

II 工場製作期間の配置予定技術者

次の①から③のいずれかに該当する配置予定技術者が1名以上いなければならない。

- ① 配置予定技術者のうち開札日前日までに、他の工事に従事していないことの証明ができる者が1名以上いること。
- ② 配置予定技術者のうち開札日前日までに、本工事の上記イ(B)の期間と他の工事の従事期間が重複しないことの証明ができる者が1名以上いること。
- ③ 配置予定技術者の本工事の上記イ(B)の期間と他の工事の従事期間が重複している場合、開札日前日までに、当該重複期間における当該他の工事の従事期間が、当該他の工事の工場製作期間のみであり、かつ本工事の工場製作期間と同一工場内で施工される工事であり、本工事と一元的な管理体制のもとで製作を行うことが可能であることの証明ができる者が1名以上いること。

なお、上記①、②及び③において、専任特例2号監理技術者を配置する場合、本項配置予定技術者を監理技術者補佐と読み替える。ただし、当該他の工事に従事していない者が監理技術者補佐のみである場合、建設業法等の規定により、すでに従事している他の工事に専任特例2号監理技術者として配置可能であり、本工事にも専任特例2号監理技術者として配置できる者が1名以上いなければならない。

III 現場施工期間(据付)の配置予定技術者

配置予定技術者の全てが他の工事に従事している場合、開札日前日までに、本工事の上記イ(C)の開始予定日(令和10年4月1日)時点で、当該他の工事の工事完了検査が終了予定で

ある等、他の工事に従事していないことの証明ができる者が1名以上いなければならない。

なお、専任特例2号監理技術者を配置する場合、本項配置予定技術者を監理技術者補佐と読み替える。ただし、当該他の工事に従事していない者が監理技術者補佐のみである場合、建設業法等の規定により、すでに従事している他の工事に専任特例2号監理技術者として配置可能であり、本工事にも専任特例2号技術者として配置できる者が1名以上いなければならない。

- (6) 契約時に選任する配置予定現場代理人（以下、「配置予定現場代理人」という。）は、所属建設工事業者と入札参加申込日以前に3ヶ月以上直接的かつ恒常的な雇用関係にある者で、当該工事現場に常駐できる者であること。ただし、配置予定現場代理人が他の工事に従事している場合、開札日前日までに当該他の工事の工事完了検査が終了している等、他の工事に従事していないことの証明ができる者が1名以上いなければ、入札は無効とする。

なお、工場製作期間と現場施工期間で異なる者を配置する場合、次のアからウの全てを満たさなければ、入札は無効とする。

ア 現場施工期間（撤去）の配置予定現場代理人

配置予定現場代理人の全てが他の工事に従事している場合、開札日前日から本工事の上記（5）

イ（A）の期間の末日（令和9年3月31日）までの間と他の工事の従事期間が重複しないことの証明ができ、本工事現場に常駐できる者が1名以上いなければならない。

イ 工場製作期間の配置予定現場代理人

配置予定現場代理人の全てが他の工事に従事している場合、開札日前日までに、本工事の上記（5）イ（B）の開始予定日（令和9年4月1日）時点で、当該他の工事の工事完了検査が終了予定である等、他の工事に従事していないことの証明ができる者が1名以上いなければならない。ただし、「西宮市上下水道局現場代理人取扱要領」に定める、現場代理人を複数兼務できる場合はこの限りではない。

ウ 現場施工期間（据付）の配置予定現場代理人

配置予定現場代理人の全てが他の工事に従事している場合、開札日前日までに、本工事の上記（5）イ（C）の開始予定日（令和10年4月1日）時点で、当該他の工事の工事完了検査が終了予定である等、本工事現場に常駐できる者が1名以上いなければならない。

- (7) 配置予定技術者（請負金額が4,500万円以上の場合）、監理技術者補佐及び配置予定現場代理人は、建設業法第7条第1号又は第15条第1号の規定による経營業務の管理責任者及び、建設業法第7条第2号又は第15条第2号の規定による営業所の専任の技術者でない者であること。
- (8) 契約を締結するにあたり、落札者は届出した配置予定技術者、監理技術者補佐及び配置予定現場代理人を当該工事現場に配置すること。
- (9) 施工実績（入札参加資格）

平成23年4月1日から入札公告日の前日までに、下水道法（昭和33年法律第79号）第2条第3号に規定する公共下水道又は同法第2条第4号に規定する流域下水道施設において、建築機械設備工事を除く、ポンプ設備の新設又は更新工事を元請（共同企業体の場合、出資比率20%以上の構成員に限る。）として受注し、引渡した実績（国、地方公共団体その他の公共機関が発注した工事に限る。）を有するものであること。

なお、技術評価の施工実績については別表1「評価項目・評価基準及び配点表（前浜ポンプ場雨水ポンプ設備外改築工事）」及び備考を参照すること。

3 入札参加手続等に関する事項

(1) 入札参加資格の申請

ア 申請期間 令和8年7月28日(火)午前9時から令和8年8月5日(水)午後3時まで。
電子入札システムの稼働時間内(午前9時～午後8時。)

イ 申請方法 電子入札システムにより「競争参加資格確認申請書」を提出すること。提出の際、次の書類を必ず添付すること。(添付ファイルの容量が電子入札システムに添付できる容量を超える場合、超過分の添付ファイルを契約管理課(vo_w_keiyaku@nishi.or.jp)まで、メール送信すること。送信後、契約管理課(0798-35-3541)に電話し、受信確認を必ず行うこと。)

なお、契約時に選任する主任技術者、監理技術者又は専任特例2号監理技術者は、必ず「現場代理人等配置予定届及び資本・人的関係調書(現場施工・工場製作・現場施工)」により提示した者かつ「[様式第1号]技術資料・参加資格提出書」により提示した者の中から選任すること。また、契約時に選任する現場代理人及び監理技術者補佐(専任特例2号監理技術者を配置する場合)は、必ず「現場代理人等配置予定届及び資本・人的関係調書(現場施工・工場製作・現場施工)」により提示した者の中から選任すること。選任できない場合、指名停止の対象となり得るので、十分注意すること。

①現場代理人等配置予定届及び資本・人的関係調書(現場施工・工場製作・現場施工)

②開札日まで有効期限のある建設業の許可証明書の写し又は通知書の写し(以下、「許可証等」という。)

※更新手続き中の場合、許可期限までに更新手続きを行ったことが証明できる書類。ただし、令和8年8月18日(火)正午までに更新後の許可証等を契約管理課(vo_w_keiyaku@nishi.or.jp)までメール送信の上、契約管理課(0798-35-3541)に電話し、受信確認を必ず行うこと。なお、開札日まで有効期限のある許可証等が確認できない場合、入札参加資格なしとする。

③開札日まで有効期限のある経審結果通知書の写し

※審査申請を行っている場合、申請日現在有効な経審結果通知書の写し。ただし、令和8年8月18日(火)正午までに開札日まで有効期限のある経審結果通知書の写しを契約管理課(vo_w_keiyaku@nishi.or.jp)までメール送信の上、契約管理課(0798-35-3541)に電話し、受信確認を必ず行うこと。開札日まで有効期限のある経審結果通知書の写しが確認できない場合、入札参加資格なしとする。

④配置予定技術者及び監理技術者補佐の資格要件を証明する資料(「資格証明書等の写し」(国家資格を有する技術者)、「経歴書」(実務経験による技術者)、「監理技術者資格者証」(表・裏)等)

⑤配置予定技術者、監理技術者補佐及び配置予定現場代理人の直接的かつ恒常的な雇用関係を証明する資料(「監理技術者資格者証(表・裏)」、「雇用保険被保険者証」、「健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書」等)

エ その他 本公告の「6 技術資料等の提出方法及び提出期限」により、技術資料等を受付期間内に提出すること。

(2) 設計図書等の閲覧

- ア 閲覧期間 令和8年7月28日(火)午前9時から令和8年9月8日(火)午後6時まで
- イ 閲覧方法 入札参加申し込みのあった者に対して、電子メールでパスワードを通知するので、各自兵庫県電子入札共同運営システムポータルサイト(以下「ポータルサイト」という。)からダウンロードするものとする。
- なお、入札参加申し込み以前に設計図書等の閲覧を希望する場合は、商号又は名称、担当者名、連絡先を明記したうえ、契約管理課(vo_w_keiyaku@nishi.or.jp)まで電子メールでパスワードを請求すること。ただし、明らかに入札参加資格がないと認められる場合、パスワードは通知しない。

(3) 設計図書等に対する質問及び回答

- ア 質問期限 令和8年8月18日(火)正午まで
- イ 質問方法 所定の質問・回答書に内容を簡潔にまとめて記載し、契約管理課(vo_w_keiyaku@nishi.or.jp)までファイル形式を変更せずに添付ファイルとして、メール送信すること。送信後、契約管理課(0798-35-3541)に電話し、受信確認を必ず行うこと。
- ウ 回答期限 令和8年8月21日(金)午後8時までに回答する。
- エ 回答方法 ポータルサイト上で質問者名を伏せて公開する。

(4) 現場説明 なし

(5) 現地調査 なし

(6) 参加資格の審査結果通知

令和8年9月3日(木)午後8時までに、電子入札システムにおいて「競争参加資格確認通知書」を発行する。入札参加資格がないと認めた者には、その理由を付す。

(7) 参加資格なしの理由説明請求及び回答

西宮市上下水道局入札及び契約の過程等に係る苦情処理要領(以下「苦情処理要領」という。)の規定による。

(8) 入札書受付期間

- 第1日目 令和8年9月4日(金)午前9時 ~ 午後8時
- 第2日目 令和8年9月7日(月)午前9時 ~ 正午

(9) 入札方法

電子入札システムにより「工事費内訳書」を添付して「入札書」を送信すること。

4 開札等に関する事項

(1) 開札日時

令和8年9月8日(火)午前9時00分以降

(2) 再度入札

- ア 再度入札を行う場合は、共通事項第11項に定めるとおりとする。
- ただし、共通事項の規定にかかわらず、再度入札は1回限りとする。
- イ 低入札価格調査を実施したときは、当該調査後、政令第167条の8第4項の規定に該当する場合であっても、再度入札は行わない。
- ウ 再度入札の参加者の資格について、契約規則第10条及び取扱要領第19条の規定に基づき、前の入札に参加しなかった者、無効入札をした者及び失格基準価格未満の入札を行った者は、再度

入札に参加できないものとする。

エ 再度入札の結果、予定価格に達しない場合、政令第 167 条の 2 第 1 項第 8 号に基づく随意契約を行うこととし、評価値の高い者（評価値の高い者が 2 人以上あるときは、そのうち技術評価点の高い者（その技術評価点の高い者が 2 人以上あるときは、そのうちくじで定めた者））から順に金額交渉を行うものとする。

（3）落札者決定通知等

開札後、開札結果に応じて、以下の通知書を電子入札システムにより発行する。

ア 落札者がある場合 「落札者決定通知書」

イ 調査・保留する場合 「保留通知書」

なお、低入札価格調査の実施により保留する場合において、失格基準価格を下回った入札があるときは、その旨及び当該失格基準を下回った入札を行った者の落札者となる資格を失わせた旨を保留通知書に記載する。

ウ 再度入札を行う場合 「再入札通知書」

エ 入札を打ち切る場合 「取止め通知書」

（4）入札結果の公表

落札者決定日の翌日以降に西宮市ホームページに掲載するとともに、契約管理課の窓口において閲覧により公表する。

（5）非落札者の非落札理由説明の請求及び回答

苦情処理要領の規定による。

5 総合評価に関する事項

（1）落札者決定基準

ア 評価基準等は、総合評価競争入札に係る標準的な落札者決定基準（以下、「標準的な落札者決定基準」という。）第 1 項及び別表 1 「評価項目・評価基準及び配点表（前浜ポンプ場雨水ポンプ設備外改築工事）」のとおりとする。

イ 評価の方法は、標準的な落札者決定基準第 2 項の規定に基づき、除算方式とする。

ウ 落札者の決定方法は、評価項目のうち 1 つでも欠格があった者や評価点の合計がマイナス点となった者を除き、総合評価要綱第 6 条及び標準的な落札者決定基準第 3 項の規定に基づき決定する。

エ 評価値の最も高い者が 2 人以上あるときは、標準的な落札者決定基準第 3 項の規定に基づき決定する。

（2）総合評価の方法

総合評価は、標準的な落札者決定基準に基づき行う。

（3）技術提案等の担保

総合評価要綱第 19 条の規定による。このことについては、政令第 167 条の 2 第 1 項第 8 号に基づく随意契約により契約を締結することとなった者についても適用する。

（4）責任の所在等

総合評価要綱第 20 条の規定による。このことについては、政令第 167 条の 2 第 1 項第 8 号に基づく随意契約により契約を締結することとなった者についても適用する。

（5）評価結果等の公表

総合評価要綱第 23 条の規定に基づき速やかに公表する。

(6) 技術評価点についての疑義照会

苦情処理要領第4条の規定による。

6 技術資料等の提出方法及び提出期限

(1) 受付期間及び場所

令和8年8月18日(火)正午までに契約管理課へ持参すること。

(2) 技術資料等

ア [様式第1号] 技術資料・参加資格提出書(第1面から第12面まで)及びその添付書類(以下、「技術資料等」という。)を提出すること。

イ 配置予定技術者を複数提示した場合は、「技術者の能力」について技術者ごとに評価を行い、評価点の合計の最も低い技術者の評価点を採用する。なお、配置予定技術者は、「現場代理人等配置予定届及び資本・人的関係調書(現場施工・工場製作・現場施工)」により提出した者以外の者を届け出ることとはできない。また、落札者となった場合に配置する技術者は、必ず、技術資料等で提示した技術者の中から配置しなければならない。

ウ 添付書類により、施工実績その他記載した事項の確認ができない場合は、施工実績等は認めない。

エ 提出する技術資料等の内容は、適正であること。

オ 技術資料等の作成に係る費用は、入札参加申請者の負担とする。

カ 提出された技術資料等は、返却しない。

(3) 提出方法

次の資料を受付期間中に提出すること。

ア 6(2)アの紙書類 1部

イ アの書類から企業名、企業ロゴ、その他企業IDや住所等、企業が判別できるような情報(技術者ID等特定の個人に関する情報から企業を判別できるものを含む)のすべて(以下、「マスキング情報」という。)を消した紙書類 1部

ウ ア及びイを電子データで保存したCD-R又はDVD-R 一式

※なお、電子データのファイル形式はワード、エクセル又はPDFとする。また、イの電子データについては、マスキング情報が明らかとならないよう留意すること。

(4) 技術資料等に関するヒアリング

ア 必要に応じて、技術資料等に関するヒアリングを行う。

イ 対面によるヒアリングを行う場合は、電話又は電子メールにて日時、場所等必要な事項を、令和8年8月21日(金)午後5時までに通知する。

ウ 対面によるヒアリングには、技術資料等の内容を説明できる者が出席すること。

エ 書面によるヒアリングを行う場合、上記イに関わらず電子メールにて実施する。

(5) その他

ア 提出期限以降、提出者の都合による技術資料等の差替え及び再提出は原則として認めない。

イ 以下に該当する場合は、当該入札の参加資格が無いものとみなす。

①技術資料等の全部又は一部を提出しない場合

②技術資料等の全部又は一部に記載漏れがあり、適正な評価ができない場合

③技術資料等に虚偽の記載等、明らかに悪質な行為があった場合(提出された技術資料等を入

札参加申請者が自ら作成していない場合を含む。)。この場合においては、西宮市上下水道局指名停止基準の規定に基づき、指名停止の措置等を行う。

④総合評価検討会議において、評価項目のうち一つでも欠格がある、又は評価点の合計がマイナス点であると決定した場合

⑤その他技術資料等に関して、適正な評価ができない場合

ウ 技術資料等の提出方法等に関する問い合わせ先は、契約管理課とする。

7 低入札価格調査に関する事項

(1) 低入札価格調査の対象者

ア 調査基準価格を下回った入札が行われた場合の低入札価格調査の対象者（以下、「調査対象者」という。）は、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした者のうち、失格基準該当者以外の者で評価値の最も高い者（評価値の最も高い者が2者以上あるときは、そのうち技術評価点の高い者。以下、「最高評価入札者」という。）とする。この場合において、最高評価入札者が2者以上あるときは、電子入札システム上のくじにより調査対象者を決定する。ただし、最高評価入札者の当該申込みに係る価格が調査基準価格を下回らない場合を除く。

イ 調査対象者には電話又は電子メールにて、令和8年9月8日（火）に低入札価格調査の実施を通知する（調査対象者に次いで評価値の高い者（評価値の高い者が2者以上あるときは、そのうち技術評価点の高い者。以下、「次順位者」という。）にも同時に資料等の提出を求める場合がある。）。

(2) 低入札価格調査の実施

ア 調査対象者は、令和8年9月14日（月）午後5時までに取扱要領第10条第2項に規定する資料等（以下、「低入札価格調査資料」という。）を契約管理課に提出すること。なお、提出期限以降は、調査対象者の都合による低入札価格調査資料の差替え及び再提出は認めない。

イ 提出された低入札価格調査資料の内容についてヒアリングの必要があると判断した場合は、令和8年9月17日（木）にヒアリングを行う。なお、時間及び場所等必要な事項は、別途通知する。

(3) 低入札価格調査後の措置

ア 第1回目の低入札価格調査の結果、調査対象者の価格によっても当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがないと認められるときは、当該調査対象者を落札者とし、電子入札システムにより、令和8年9月29日（火）に「落札者決定通知書」を発行する。ただし、低入札価格調査の状況等によっては、落札者決定日及び契約締結日を変更することがある。

イ 同調査の結果、取扱要領第11条第2項各号に該当する場合は、同要領第14条の規定に基づき、当該調査対象者を落札者とししない。

(4) 第1回目の調査対象者が落札者とならない場合

ア 予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした者のうち、次順位者の入札価格が、調査基準価格以上の場合には当該次順位者を落札者とし、令和8年9月29日（火）に「落札者決定通知書」を発行する。ただし、第1回目の低入札価格調査の状況等によっては、落札者決定日及び契約締結日を変更することがある。

イ 次順位者の入札価格が調査基準価格を下回る場合は、当該次順位者に対して第2回目の低入札価格調査を実施する。低入札価格調査資料の提出期限は別途通知し、落札者決定日及び契約締結日も変更する。次順位者は、第1回目の低入札価格調査期間中に契約を締結することができないやむを得ない事由が生じた場合は、低入札価格調査を辞退することができる。この場合、当該次

順位者の入札は「低入札価格調査辞退のため失格」として扱うものとする。辞退する場合は、次順位者となる旨の連絡を受けた日の翌開庁日午後5時までにその理由を付した辞退届及びその理由を証明する資料を提出すること。

ウ イの場合において、次順位者が辞退又は低入札価格調査の要件を満たさない場合は、当該次順位者から順に評価値の高い者（評価値の高い者が2者以上あるときは、そのうち技術評価点の高い者。）にア又はイの取り扱いを行う。その際、辞退届や低入札価格調査資料等の提出期限は別途通知し、落札者決定日及び契約締結日も別に定めるものとする。

エ ア及びウの場合において、次順位者等に該当する者が2者以上あるときは、くじにより次順位者を決定する。

オ イの場合における日程等については、該当者に電子メール等で別途通知することとし、低入札価格調査結果が確定し次第、電子入札システムにより「落札者決定通知書」若しくは「取止め通知書」を発行する。

(5) 調査対象者との契約

落札者決定日の前日から起算して過去2年以内において、当該調査対象者が調査基準価格に満たない価格をもって受注した西宮市上下水道局発注の他の工事（共同企業体の構成員として受注した工事を含む。）のうち、既に竣工した工事又は施工中の工事に関して、以下のいずれかに該当する場合は、取扱要領第10条第2項に掲げる配置予定技術者名簿に登録された者とは別に建設業法第26条に規定する技術者と同等の資格を有する者1名（当該調査対象者が共同企業体の場合においては、構成員ごとに1名）を当該工事に専任で配置することを義務付ける。

①工事請負契約約款に基づき、修補（軽微なものを除く。）又は損害賠償を請求された場合

②西宮市上下水道局指名停止基準別表第1第2号から第5号又は第7号に掲げる措置要件のいずれかに該当するとして指名停止措置を受けた場合

8 その他

本入札の実施については、この公告に定めるもののほか、共通事項のとおりとする。ただし、同一項目において相違がある場合は、本入札公告を優先する。

9 問合せ先

西宮市上下水道局上下水道総括室契約管理課工事契約チーム（TEL0798-35-3541・FAX0798-33-0586）

別表1（第1関係） 評価項目・評価基準及び配点表（前浜ポンプ場雨水ポンプ設備外改築工事）

評 価 項 目			評 価 基 準	配 点	
施 工 能 力 評 価 項 目	企 業 の 能 力 等	ISO9000シリーズ認証取得状況	取得している	0.5	4.0 点
			取得していない	0.0	
		同種工事の施工実績	実績あり	0.3	
			実績なし	0.0	
		類似工事の施工回数	5回以上の実績がある	0.2	
			2回～4回の実績がある	0.1	
			実績1回、又はなし	0.0	
		工事成績の平均点 (2件の平均点)	85点以上	1.0	
			80点以上85点未満	0.6	
			75点以上80点未満	0.3	
			75点未満、又は2件以上の実績なし	0.0	
		工事の受注実績 (75点以上の実績回数)	5回以上の実績がある	0.5	
			4回の実績がある	0.4	
			3回の実績がある	0.3	
			2回の実績がある	0.2	
			1回の実績がある	0.1	
			実績なし	0.0	
		地域精通度	該当あり	0.5	
			該当なし	0.0	
		社会・地域貢献活動	(業者格付基準の主観数値/50)	0～1.0	
		総合評価の履行義務違反の履歴	履歴なし	0.0	
			履歴あり	-1.0	
		指名停止措置の履歴	履歴なし	0.0	
			1ヶ月以内に1回の場合	-1.0	
			1ヶ月を超え1回の場合	-1.5	
			複数回ある場合	-2.0	
技 術 者 の 能 力	同種工事の従事割合	10割従事した	0.5	1.5 点	
		7割以上10割未満従事した	0.3		
		7割未満、又は従事経験なし	0.0		
	工事成績の最高点 (配置予定技術者の最高点)	85点以上	1.0		
		80点以上85点未満	0.6		
		75点以上80点未満	0.3		
		75点未満、又は実績なし	0.0		
合 計			5.5 点		

備考

- ① 別表 1 の「同種工事」とは、平成 23 年度以降、入札公告日の前日までに、下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）第 2 条第 3 号に規定する公共下水道又は同法第 2 条第 4 号に規定する流域下水道施設において、建築機械設備工事を除く、口径 ϕ 1350mm 以上の立軸斜流ポンプまたは口径 ϕ 1350mm 以上の立軸軸流ポンプを新設又は更新した工事を元請※1 として受注し、引き渡した実績※2 を有するものであること。

また、「類似工事」とは、平成 23 年度以降、入札公告日の前日までに、下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）第 2 条第 3 号に規定する公共下水道又は同法第 2 条第 4 号に規定する流域下水道施設において、建築機械設備工事を除く、口径 ϕ 675mm 以上の立軸斜流ポンプまたは口径 ϕ 675mm 以上の立軸軸流ポンプを新設又は更新した工事を元請※1 として受注し、引き渡した実績※2 を有するものであること。

※1 共同企業体の場合、出資比率が 20%以上の構成員に限る

※2 国、地方公共団体その他の公共機関が発注した工事に限る

- ② 別表 1 の「工事成績の平均点」、「工事の受注実績」、「工事成績の最高点」は、西宮市又は西宮市上下水道局（以下、「西宮市」という。）、近畿地方整備局、兵庫県、大阪府又は神戸市（以下、「その他公共機関」という。いずれも公社、財団法人等を除く。）の発注工事（単価契約を除く。）のうち、元請業者（共同企業体による施工の場合は出資比率が 20%以上の構成員に限る。）として完成させ、引渡し完了し、コリンズの工事实績データの「本件登録工事の受注に対応した建設業許可業種」欄に、本公告の「2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項」で求める許可業種と同じ業種で登録され、令和 3 年 4 月 1 日から入札公告日の前日までに工事成績評定結果の通知書が出された工事を対象とする。

また、工事成績評定点は、西宮市のものは、標準型工事成績評定基準に基づき通知した工事成績に係る総評定点とし、その他公共機関のものは、最終契約金額が 1,000 万円以上（税込）の工事における工事成績評定点とする。なお、各項目の評価は、申告に基づき次のとおり行う。

- ・「工事成績の平均点」は、上位 2 件の工事成績評定点の平均点（小数点以下切捨）を評価する（1 件のみの申告は評価しない。）。
- ・「工事の受注実績」は、工事成績評定点 75 点以上の実績回数を評価する（申告件数は、5 件を最大とする。）。
- ・「工事成績の最高点」は、配置予定技術者が監理技術者又は主任技術者（共同企業体による施工の場合は出資比率が 20%以上の構成員の監理技術者又は主任技術者に限る。）として従事した工事の工事成績評定点の最高点を評価する（橋梁、ポンプ、ゲート等の工場製作を含む工事であって、工場から現地へ工事の現場が移行する場合を除き、途中交代した工事の経験は除く。）。

なお、工場製作期間の技術者と現場施工期間（撤去・据付期間）の技術者を複数名配置する場合には、それぞれの技術者の最高点を評価する。

- ③ 別表 1 の「地域精通度」は、西宮市内における建設業法に規定する主たる営業所（本店・本社）の有無により評価する。
- ④ 別表 1 の「社会・地域貢献活動」は、工事請負指名競争入札における業者格付基準第 2 条第 5 項第 2 号から第 5 号までの主観数値の合計により評価する。

- ⑤ 別表１の「指名停止措置の履歴」は、令和６年４月１日から開札日までの西宮市上下水道局指名停止基準に基づく指名停止の期間により評価する。
- ⑥ 別表１の「総合評価の履行義務違反の履歴」は、西宮市の発注工事に係る評定基準別記様式第１号細目別評定点採点表の７項総合評価技術提案等の令和６年４月１日から入札公告日の前日までにおける不履行の有無を評価する。
- ⑦ 別表１の「同種工事の従事割合」は、配置予定の技術者の元請業者（共同企業体による施工の場合は出資比率が２０％以上の構成員に限る。）の監理技術者又は監理技術者資格を有する主任技術者としての同種工事の従事割合とする。
- 工場製作期間の技術者と現場施工期間（撤去・据付期間）の技術者を複数名配置する場合は、当該技術者の配置予定の工事期間（工場製作期間又は現場施工期間（撤去・据付期間））に対応した、同種工事の工事期間（工場製作期間又は現場施工期間）の従事割合により評価する。
- ⑧ 別表１の「技術者の能力」は、工場製作期間の技術者と現場施工期間（撤去・据付期間）の技術者の２名を配置する場合等複数名の技術者を配置予定とした場合、技術者ごとに「同種工事の従事割合」と「工事成績の最高点」を評価し、これらの合計の最も低い技術者の点数で評価する。